

## 第2章 対象事業の目的及び内容



## 第2章 対象事業の目的及び内容

### 2.1 対象事業の目的

昭和49年1月、日米両政府は日米安全保障協議委員会において、移設条件付きで那覇港湾施設（約57ha）の全面返還に合意した。平成7年5月には日米合同委員会において、代替施設（約35ha）を那覇港浦添ふ頭地区（以下「浦添ふ頭地区」という。）内に移設することを合意した。平成8年12月に発表されたSACO（沖縄に関する特別行動委員会）最終報告においては、那覇港湾施設を浦添ふ頭地区へ移設することと関連して、那覇港湾施設の返還を加速化するため最大限の努力を共同で継続することが確認された。

平成13年11月、政府は那覇港湾施設の移設及び浦添市による移設受入れを円滑に進めるため、同施設の移設に関する問題を話し合う政府、沖縄県、那覇市及び浦添市等による「那覇港湾施設移設に関する協議会」（以下「移設協議会」という。）を設置した。

平成15年7月には日米合同委員会において、同年3月に改訂された那覇港港湾計画を踏まえ、平成7年5月に合意された代替施設の位置及び形状を修正することが合意された。

平成18年5月に日米間で承認された「再編実施のための日米のロードマップ」においては、那覇港湾施設について、「浦添に建設される新たな施設（追加的な集積場を含む。）に移設」とした上で全面返還とされた。平成19年8月に開催された第13回移設協議会において、政府側から提示された追加的な集積場を含む代替施設の位置及び形状案に基づき、那覇港港湾計画との整合を図りつつ円滑に移設を進めることが確認され、平成19年12月の日米合同委員会において、追加的な集積場を含む代替施設の規模（約49ha）、位置及び形状について合意された。

平成25年4月に発表された「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」においても、那覇港湾施設は「沖縄において代替施設が提供され次第、返還可能となる区域」と示された。

その後、代替施設の移設場所については、平成31年4月に開催された第25回移設協議会において、沖縄県、那覇市、浦添市、那覇港管理組合を中心に事務的、技術的な検討を進め、論点を整理し、方向性を導き出すことが確認され、令和3年5月に開催された第27回移設協議会において、代替施設を民港の北側に配置する形で検討を進める方針が確認された。令和4年3月に開催された第28回移設協議会では、防衛省から代替施設の位置及び形状案を報告し、同年10月に開催された第29回移設協議会において、民港の形状案と防波堤も含めた代替施設の位置及び形状案との整合を確認した上で、防衛省が示した代替施設の位置及び形状案に基づいて、日米合意に向けた米側との調整作業を進めることが確認された。

その後、令和5年3月に、那覇港港湾計画が改訂され、同年4月、代替施設の位置及び形状、代替施設内の施設配置計画について、日米合同委員会において合意されたところである。

本事業は、かかる経緯の下、浦添ふ頭地区の沖合の埋立てにより那覇港湾施設代替施設を整備し、那覇港湾施設の移設・返還を進めることを目的とするものである。

## 2.2 対象事業の内容

### 2.2.1 対象事業の種類

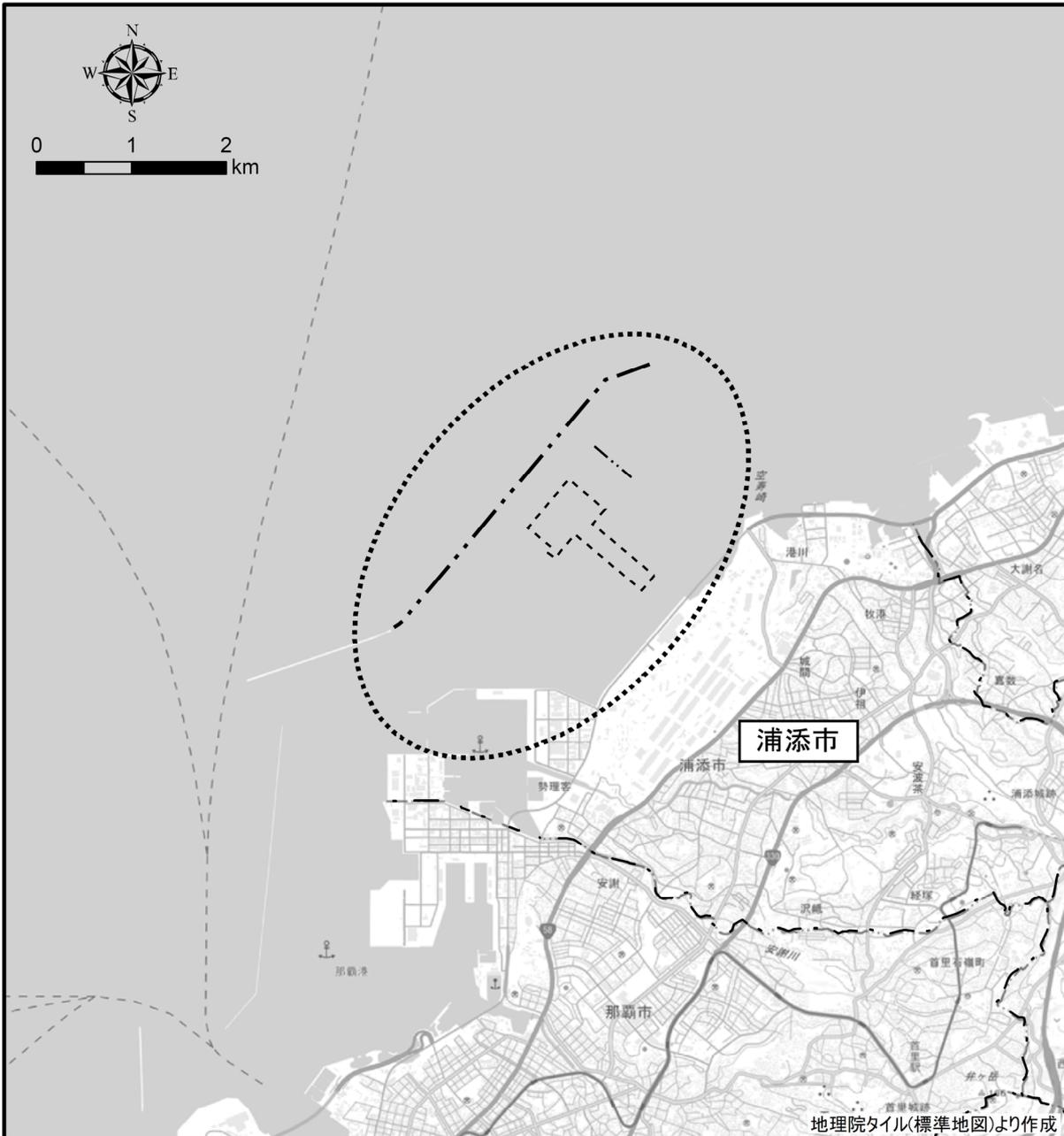
公有水面の埋立て

### 2.2.2 事業実施想定区域の位置

沖縄県浦添市宮城地先公有水面（図 2.2.2-1 参照）

### 2.2.3 対象事業の規模

- 代替施設：約 49ha【公有水面の埋立て】
- 作業ヤード
- 付帯施設（取付部）
- 浦添第 1 防波堤（既設及び既に事業化されている防波堤部分を除く） 約 3,900m
- 浦添第 2 防波堤 約 500m



凡例

- 事業実施想定区域  
 ※自然の環境を保全する区域は除く
- 代替施設
- 防波堤
- 市町村界

図 2.2.2-1 事業実施想定区域

## 2.3 位置等の複数案の設定

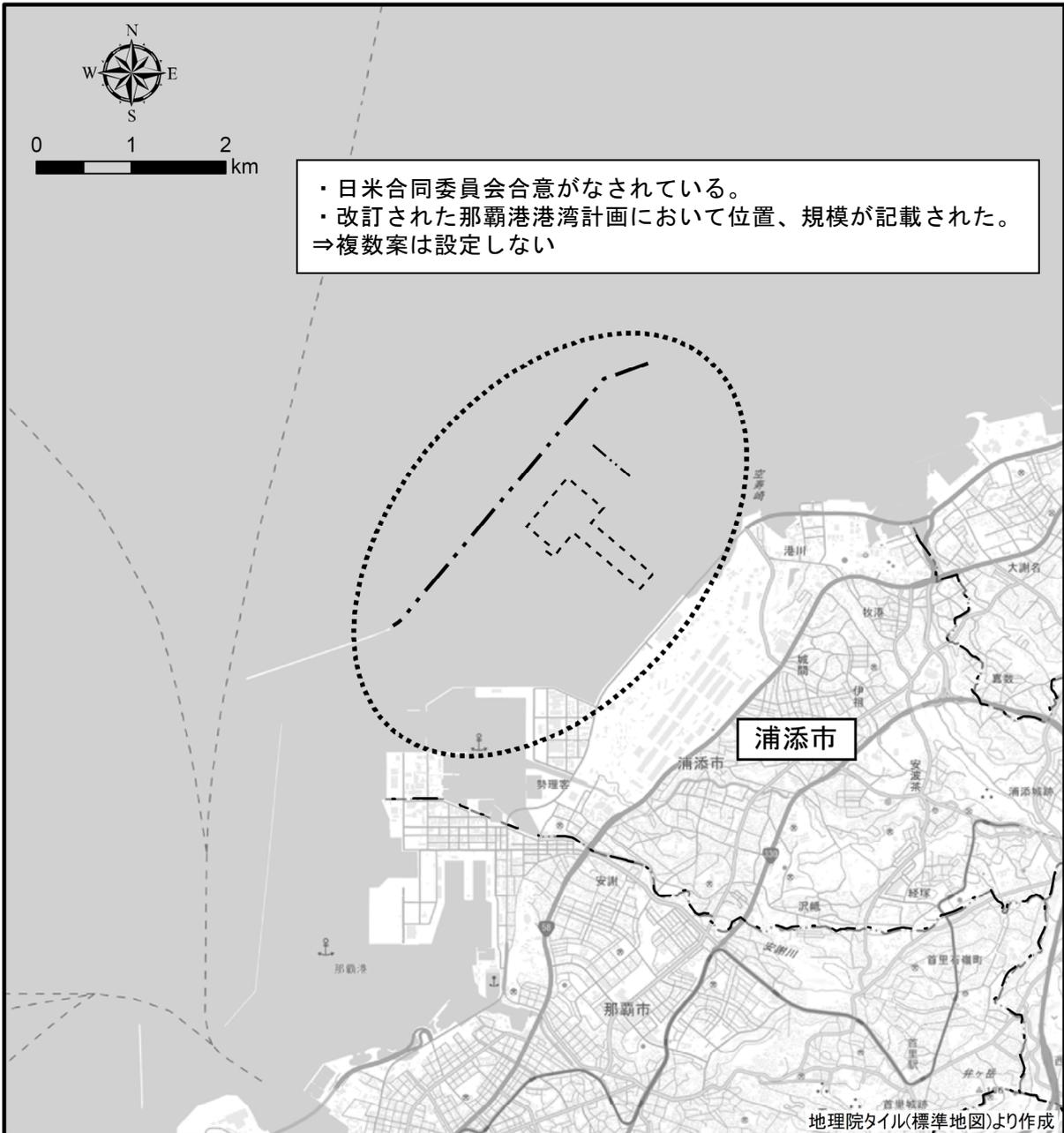
「公有水面の埋立て又は干拓の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成10年農林水産省・運輸省・建設省令第1号）（以下「主務省令」という。）では、第3条において、「第一種埋立て又は干拓事業」を実施しようとする者は、計画段階配慮事項についての検討に当たっては、当該事業が実施されるべき区域の位置又は当該事業の規模に関する複数の案を適切に設定するものとし、「当該複数の案を設定しない場合は、その理由を明らかにするものとする。」とされている。

本事業において整備される施設の内、公有水面の埋立てを行う代替施設（約49ha）については、令和4年10月の第29回移設協議会において、日米合意に向けた米側との調整作業を進めることが確認され、浦添第1防波堤、浦添第2防波堤とともに、令和5年3月に改訂された那覇港港湾計画図において位置及び事業の規模が記載された。

また、第29回移設協議会を踏まえ、日米合意に向けた調整を加速化し、代替施設の位置及び形状に加え、代替施設内の施設配置計画であるマスタープラン（MP）についても調整がなされた。その後、日米間で調整が整ったことから、「代替施設の位置及び形状」と「代替施設内の施設配置計画（マスタープラン（MP））」について、令和5年4月20日の日米合同委員会で合意がなされた。

代替施設の位置等の検討過程においては、「自然的環境を保全する区域」との重複を避けるとともに、港湾内の潮流等に配慮する観点から、代替施設を沖合に配置して環境影響の回避又は低減が図られている。

したがって、これら代替施設、防波堤の位置に関する複数案は設定しない。



### 凡例

- 事業実施想定区域
- ※自然の環境を保全する区域は除く
- 代替施設
- 防波堤
- 市町村界

図 2.3-1 事業実施想定区域

## 2.4 周辺における他事業の実施状況など

### 2.4.1 港湾計画

令和5年3月に改訂された港湾計画図を図2.4.1-1に示す。那覇港港湾計画書（令和5年3月 那覇港管理組合）によると、本事業が実施される浦添ふ頭地区では、代替施設の南西側に、RORO船及びクルージング需要に対応するため、外内貿ユニットロードとしての公共埠頭、一般貨物船等の利用のための公共埠頭、官公庁船等の利用のための公共埠頭の建設が計画され、多様なクルージングや海洋性レクリエーションの需要等に対応するため、マリーナの建設が計画されている。また、人と自然が共生する良好な港湾環境の形成を図るため、「自然的環境を保全する区域」が北側海域及び自然海浜に定められている。浦添ふ頭地区における土地造成計画は、表2.4.1-1に示すとおりである（本事業は含まない）。

表 2.4.1-1 土地造成計画（浦添ふ頭地区）

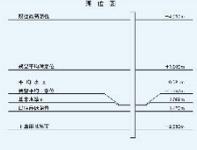
地区名\用途	埠頭用地	港湾関連用地	交流厚生用地	交通機能用地	緑地	公共用地	合計
浦添ふ頭地区	23	47	22	12	4	1	106

注1：表中の数値の単位は ha

注2：端数整理のため、必ずしも内訳の和が合計とはならない。

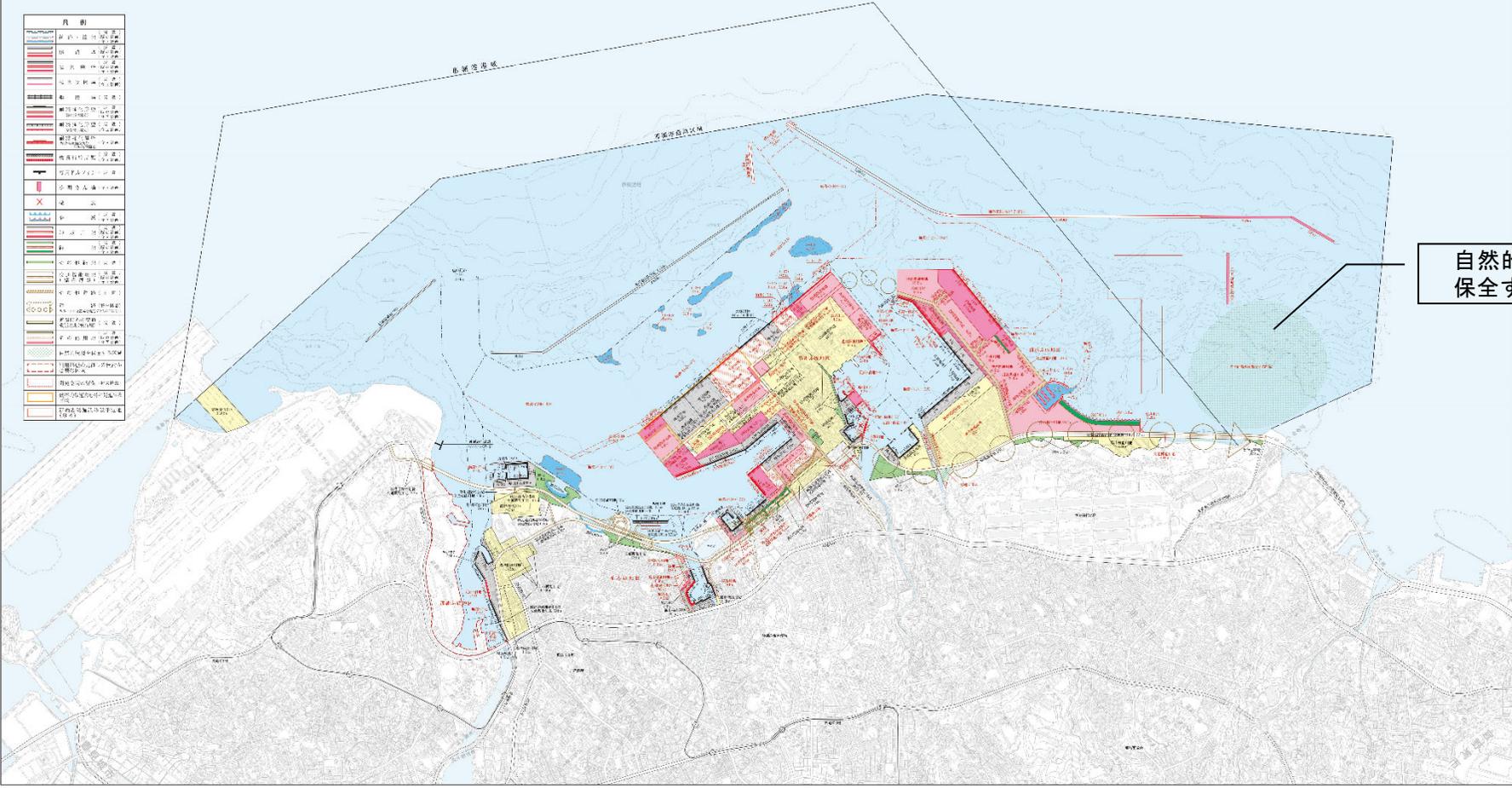
出典：那覇港港湾計画書（令和5年3月 那覇港管理組合）

# 那覇港港湾計画図



（この図は、2023年10月1日現在のデータに基づき作成されています。最新のデータに基づき更新される場合があります。）

凡例	
[Symbol]	第一種港湾施設
[Symbol]	第二種港湾施設
[Symbol]	第三種港湾施設
[Symbol]	第四種港湾施設
[Symbol]	第五種港湾施設
[Symbol]	第六種港湾施設
[Symbol]	第七種港湾施設
[Symbol]	第八種港湾施設
[Symbol]	第九種港湾施設
[Symbol]	第十種港湾施設
[Symbol]	第十一種港湾施設
[Symbol]	第十二種港湾施設
[Symbol]	第十三種港湾施設
[Symbol]	第十四種港湾施設
[Symbol]	第十五種港湾施設
[Symbol]	第十六種港湾施設
[Symbol]	第十七種港湾施設
[Symbol]	第十八種港湾施設
[Symbol]	第十九種港湾施設
[Symbol]	第二十種港湾施設
[Symbol]	第二十一種港湾施設
[Symbol]	第二十二種港湾施設
[Symbol]	第二十三種港湾施設
[Symbol]	第二十四種港湾施設
[Symbol]	第二十五種港湾施設
[Symbol]	第二十六種港湾施設
[Symbol]	第二十七種港湾施設
[Symbol]	第二十八種港湾施設
[Symbol]	第二十九種港湾施設
[Symbol]	第三十種港湾施設
[Symbol]	第三十一種港湾施設
[Symbol]	第三十二種港湾施設
[Symbol]	第三十三種港湾施設
[Symbol]	第三十四種港湾施設
[Symbol]	第三十五種港湾施設
[Symbol]	第三十六種港湾施設
[Symbol]	第三十七種港湾施設
[Symbol]	第三十八種港湾施設
[Symbol]	第三十九種港湾施設
[Symbol]	第四十種港湾施設
[Symbol]	第四十一種港湾施設
[Symbol]	第四十二種港湾施設
[Symbol]	第四十三種港湾施設
[Symbol]	第四十四種港湾施設
[Symbol]	第四十五種港湾施設
[Symbol]	第四十六種港湾施設
[Symbol]	第四十七種港湾施設
[Symbol]	第四十八種港湾施設
[Symbol]	第四十九種港湾施設
[Symbol]	第五十種港湾施設
[Symbol]	第五十一種港湾施設
[Symbol]	第五十二種港湾施設
[Symbol]	第五十三種港湾施設
[Symbol]	第五十四種港湾施設
[Symbol]	第五十五種港湾施設
[Symbol]	第五十六種港湾施設
[Symbol]	第五十七種港湾施設
[Symbol]	第五十八種港湾施設
[Symbol]	第五十九種港湾施設
[Symbol]	第六十種港湾施設
[Symbol]	第六十一種港湾施設
[Symbol]	第六十二種港湾施設
[Symbol]	第六十三種港湾施設
[Symbol]	第六十四種港湾施設
[Symbol]	第六十五種港湾施設
[Symbol]	第六十六種港湾施設
[Symbol]	第六十七種港湾施設
[Symbol]	第六十八種港湾施設
[Symbol]	第六十九種港湾施設
[Symbol]	第七十種港湾施設
[Symbol]	第七十一種港湾施設
[Symbol]	第七十二種港湾施設
[Symbol]	第七十三種港湾施設
[Symbol]	第七十四種港湾施設
[Symbol]	第七十五種港湾施設
[Symbol]	第七十六種港湾施設
[Symbol]	第七十七種港湾施設
[Symbol]	第七十八種港湾施設
[Symbol]	第七十九種港湾施設
[Symbol]	第八十種港湾施設
[Symbol]	第八十一種港湾施設
[Symbol]	第八十二種港湾施設
[Symbol]	第八十三種港湾施設
[Symbol]	第八十四種港湾施設
[Symbol]	第八十五種港湾施設
[Symbol]	第八十六種港湾施設
[Symbol]	第八十七種港湾施設
[Symbol]	第八十八種港湾施設
[Symbol]	第八十九種港湾施設
[Symbol]	第九十種港湾施設
[Symbol]	第九十一種港湾施設
[Symbol]	第九十二種港湾施設
[Symbol]	第九十三種港湾施設
[Symbol]	第九十四種港湾施設
[Symbol]	第九十五種港湾施設
[Symbol]	第九十六種港湾施設
[Symbol]	第九十七種港湾施設
[Symbol]	第九十八種港湾施設
[Symbol]	第九十九種港湾施設
[Symbol]	第一百種港湾施設



自然的環境を  
保全する区域

那覇港港務管理

図 2.4.1-1 港湾計画図（令和5年3月改訂）

## 2.4.2 那覇港における海域環境保全

那覇港管理組合により、平成 18 年に、那覇港の浦添ふ頭地区港湾区域内の海域での開発を進める際、自然環境への配慮方法等を示す指針として、「那覇港(浦添ふ頭地区)港湾整備に伴う海域環境保全マニュアル」(以下「マニュアル」という。)が策定された。那覇港浦添ふ頭地区には、海域生態系の構成要素として重要なサンゴ類、海藻草類、干潟が分布するほか、希少種のカサノリやホソエガサが分布しており、これらを健全に維持できるよう、海域環境の現況に留意した生物環境の保全・維持管理の基本方針がマニュアルに示されている。特に、「海域環境保全ゾーン」での具体的な取組や手法についてとりまとめたものとなっている。

現在は、図 2.4.1-1 のとおり、人と自然が共生する良好な港湾環境の形成を図るため、「自然的環境を保全する区域」が定められている。



図 2.4.2-1 海域環境保全ゾーン

出典：那覇港(浦添ふ頭地区)港湾整備に伴う海域環境保全マニュアル(平成 18 年 3 月 那覇港管理組合)